

福祉かわら版



3月になり徐々に暖かくなり、梅の花が咲いたり春に向かって変化してまいりましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

福祉かわら版の第4号をお送りします。地域の方にお話しいただいたり、福祉委員会活動の活動でご活用いただければと思います。



①地域福祉講座が終了しました。

9月から2月まで全7回を開催しました地域福祉講座が終了しました。講座には多くの福祉委員、一般の方にご参加いただき、ありがとうございました。(のべ人数で約390名の方にご参加いただきました。)

それぞれのテーマについて新たに知ることがあったり、グループワークでは他の人の意見を聞く中で改めて考えたりする機会になったかと思います。

時間の制約もありましたが、今後の活動にいかしていただける内容となっていれば幸いです。ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

来年度も講座の開催を予定しております。

興味のあるテーマがありましたら、いつでもご意見ください。



講座の様子です →→→

写真右のレクリエーションの講座では
ボッチャにチャレンジしました!

②災害時要援護者の名称が変更されます。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、今まで「災害時要援護者」と呼ばれていた名称が、「要配慮者」と「避難行動要支援者」へ変更されます。

「要配慮者」は避難生活等に配慮が必要なかた(高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等)を指し、「避難行動要支援者」は、要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で、避難行動に支援が必要なかた(現行の岡崎市災害時要援護者制度基準のもの)を指します。

岡崎市では平成19年度から災害時要援護者支援制度を始めています。改正に伴い、制度名が「災害時避難行動要支援者支援制度」と名称が変わりますが、制度内容には変更はありません。学区福祉委員会を始め、防災防犯協会、民生委員児童委員みなさまでご協力のうえ、引き続き地域での日常生活の見守り、避難訓練などを行っていただければと思います。

③コミュニティソーシャルワーカーを主人公にしたドラマが始まります!

4月8日(火)午後10時から、NHKのドラマ10で『サイレント・プア』が始まります。

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーとして働く女性(深田恭子)を主人公に、孤独や貧困などを抱える人の支援をしていく中で、本人も様々な気づきを得て変化していく様子が全9回で放送されます。お楽しみに。

生活困窮者自立支援法について

ニュースでも度々報道されていますが、生活保護の受給者数が平成23年度に過去最高を記録して以来、増加傾向が続いています。

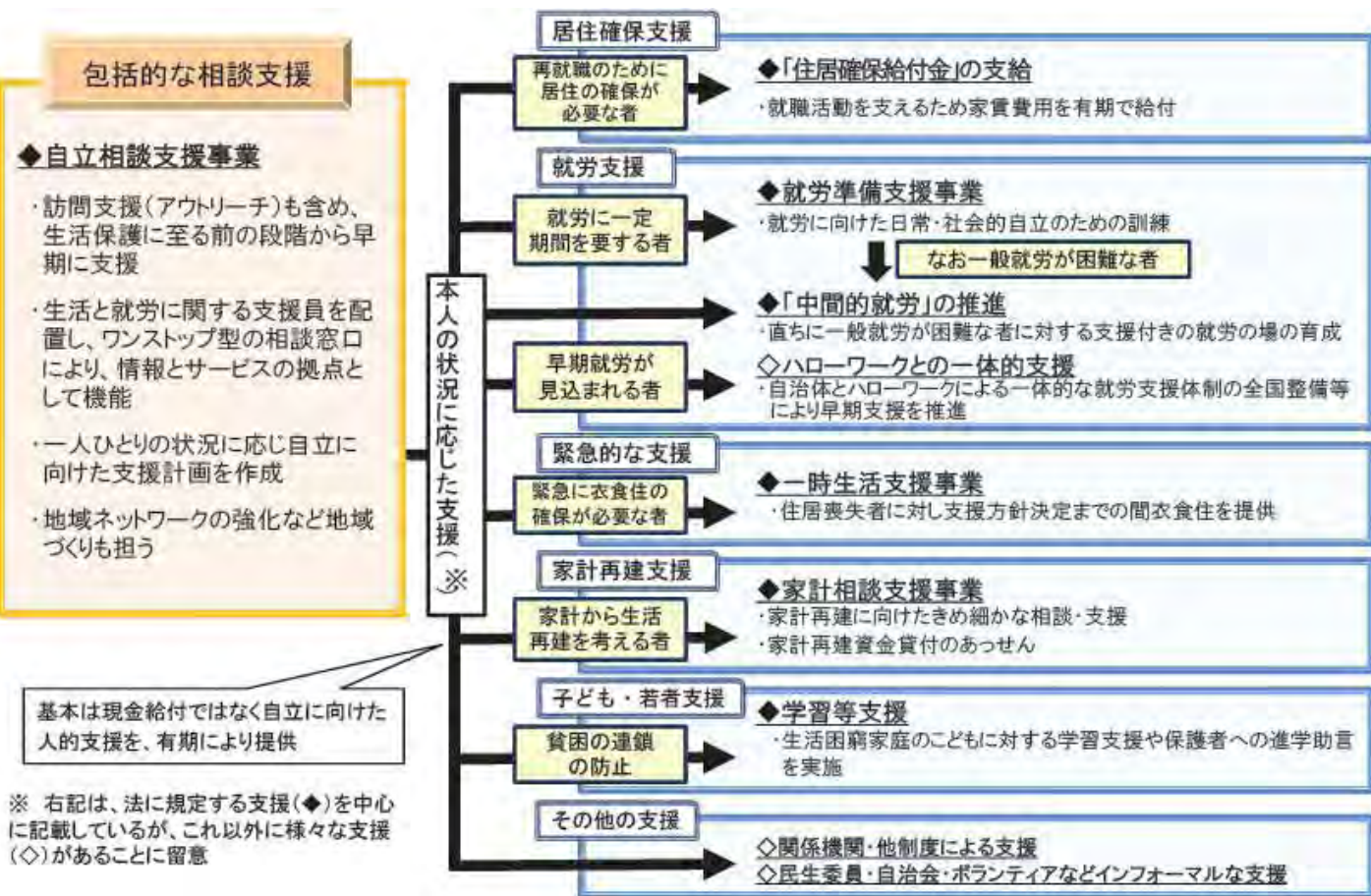
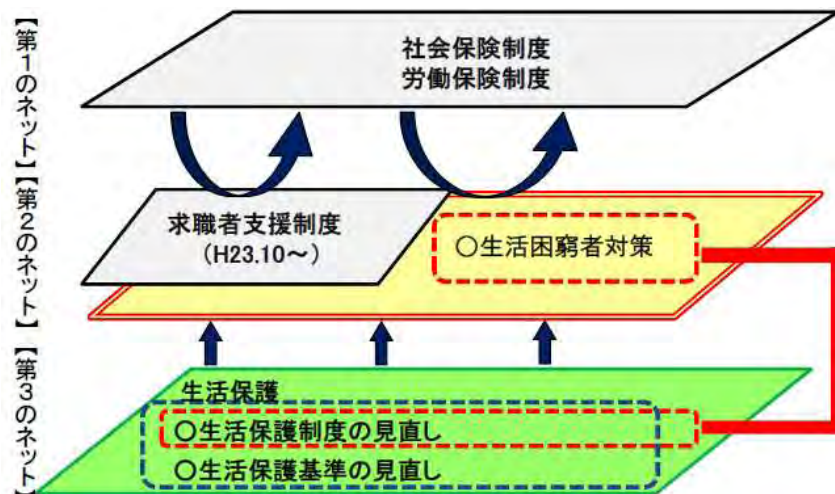
国では生活保護受給者や今後生活に困窮する可能性の高い人の増加に対応するため、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策を進めています。

- ・生活保護法の改正
- ・生活困窮者の就労・自立支援のための新法の制定(生活困窮者自立支援法 平成25年12月13日公布、平成27年4月1日施行)
- ・生活保護基準の見直し

これらの見直しによって、セーフティネット(右図 ※キーワード欄で解説)の充実を図っていきます。

新たな支援制度の概要は下図のとおりです。

自立相談支援事業として最初の相談窓口を設け、その人の状況に応じて生活と就労に関する支援につなげていくことを目指しています。



岡崎市社会福祉協議会の事業の一部を紹介します。

下記の制度のほとんどは市内在住の方が対象です。また、利用条件がそれぞれありますので、詳細については下記までお問い合わせください。

社会福祉協議会[福社会館2階 TEL0564-23-8705]

○福祉車両[リフトカー・ダウンシートカー]の貸出

車いすを利用する身体障がい者や高齢者の方に、福祉車両を貸出ししています。病院や福祉施設等への送迎や地域行事等の社会活動への参加に利用できます。

※会員登録(無料)と移送サービス保険(自己負担)が必要となります。使用料は無料ですが、ガソリン満タンでの返却が必要です。

○手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等を対象として、次のような場合に手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション支援を行っています。

【医療】診療、入院、健康診断 【公的機関】相談、手続き 【教育】入学式、卒業式
【就労】就職面接 【その他】市内福祉関係団体の主催する大会、行事、会議など

○心配ごと相談所

毎週木・土曜日に民生委員児童委員が心配ごと相談を行っています。

【場所】福社会館2階 【時間】木曜日：午後1時～4時 土曜日：午前9時～正午

○生活福祉資金貸付制度

失業等による生計維持が困難な場合や、医療費や介護費、火災等被災等にあつた場合、高校・大学進学にあたって経費が必要な場合など、一時的な資金があれば解決・自立できる世帯に貸付を行います。

社会福祉協議会サービスセンター[康生 TEL0564-23-8938]

○障がい者・高齢者相談援助

障がい者総合支援制度・介護保険制度などへの橋渡しの役割とともに、制度対象外の方に対する相談援助などを専門職員が電話・窓口・家庭訪問にて相談に応じます。

○車いす貸出

病気やケガ等により一時的に車椅子が必要になったかたに貸出しします。

※貸出期間は短期用2週間以内、長期用3ヶ月以内です。

※他制度利用可の方は除く。

○福祉機器のリサイクル

車椅子、電動ベット等の福祉機器を譲りたい人、譲り受けたい人の仲介を行っています。原則無料のものを仲介していますが、ものによっては有料となる場合もあります。 ※譲りたい・譲り受けたい、どちらのかたも登録が必要です。

○住宅改修(リフォーム)相談

高齢者や障がい者の方が生活しやすく、家族が介護しやすい住環境をつくるため、一級建築士等がご相談に乗り、家庭訪問等により無料で改修アドバイスをを行います。(住宅改修助成に必要な意見書も作成いたします。)

地域福祉に関する キーワード

「セーフティネット」

網の目のように救済策を張ることで、安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会的セーフティネットとしては、次のような仕組みがあります。

○雇用関係

- ・ハローワークの職業紹介
- ・雇用保険による失業給付
- ・職業訓練 など

○保険・年金関係

- ・国民健康保険 ・介護保険
- ・厚生・国民年金 など

○障がい者関係

- ・自立支援医療(厚生医療)給付
- ・就労支援・訓練(作業所等) など

○保護関係

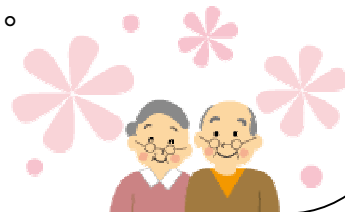
- ・生活保護 ・住宅支援給付 など



「成年後見人制度」

認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分ではない方に、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)をつけ、法律的に保護する事ができる制度のこと。判断力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の3種類があり、本人の事情に応じて選べます。

本人に代わって、財産を管理したり、必要な契約を結ぶことができ、本人が不利益にならないように援助を行います。



担当者の独断!?!で選ぶ おすすめの本



『ボランティアの可能性』

鈴木 盈宏 (廣済堂新書)

愛知県社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員長を務められている鈴木盈宏さんの一冊。ボランティアとは何かという基本的な部分から、企業ボランティアやボランティアの未来について、豊富な経験から来る知見をまとめた一冊です。ボランティアを始めようと思っている方はもちろん、今活動されている方も活動を見つめ直すことができる本です。

<編集後記>

福祉かわら版第4号の発行です。創刊から1年たち、今号から委員会ごとに必要部数をお届けしています。今まで以上に多くのみなさんに読んでいただき、活動にお役立ていただければ幸いです。

今後も年間3、4回を目標に作成していきたいと思います。福祉委員会の活動にお役にたてるような情報を様々お伝えしていきたいと思っております。ご感想やこんなことを載せてほしいなどのご意見もお待ちしております!

<発行> 岡崎市 福祉総務課
444-8604岡崎市十王町2-9
TEL23-6922 FAX23-6857

岡崎市社会福祉協議会
444-0022岡崎市朝日町3-2
TEL23-8705 FAX23-8706